

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別税額控除（以下「住宅ローン控除」といいます。）は所得税のみにある制度ですが、国から地方への税源移譲によって所得税が減少した結果、いまままで控除できていた金額が控除できなくなるといった問題が生じてきます。このような場合には、翌年度の住民税を減額する方法で、住宅ローン控除を受けている方が不利にならないようにするための調整措置が導入されます。

◆控除対象者

平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある方で、次の(ア)または(イ)の要件を満たす方。
ただし、平成11年から平成18年までに入居した方に限りません。

(ア)税源移譲により所得税が減少することにより、住宅ローン控除の限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

(イ)住宅ローン控除の限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

◆控除対象年度

平成20年度から平成28年度の個人住民税

◆申告

対象者は、その年の3月15日（平成20年は3月17日）までに、住所所在地の市町村に申告する必要があります。ただし、確定申告書を提出する場合は、

●控除額●

次の①と②のいずれか少ない金額 ※（0を下回る場合は0とします。）

①	前年分の所得税の住宅ローン控除の限度額	-	税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額	=	住民税における住宅ローン控除額
②	税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額	-	税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額	=	住民税における住宅ローン控除額

(例1)

▼住宅ローン控除額が税源移譲後税率の所得税額よりも多い場合

給与収入400万円、給与所得266万円、控除額合計額160万円、住宅ローン控除額20万円の場合

課税総所得金額[106万円]=所得金額[266万円]-[控除合計額160万円]

税源移譲前税率の所得税額[10万6千円]=課税総所得金額[106万円]×10%

税源移譲後税率の所得税額[5万3千円]=課税総所得金額[106万円]×5%

住宅ローン控除額[20万円]と税源移譲前税率の所得税[10万6千円]の小さいほうから、税源移譲後税率の所得税額[5万3千円]を差し引いた額【5万3千円】が個人住民税住宅借入金等特別税額控除額となります。

(例2)

▼住宅ローン控除額が税源移譲後税率の所得税額よりも少ない場合

給与収入400万円、給与所得266万円、控除額合計160万円、住宅ローン控除額4万円の場合

課税総所得金額[106万円]=所得金額[266万円]-[控除合計額160万円]

税源移譲前税率の所得税額[10万6千円]=課税総所得金額[106万円]×10%

税源移譲後税率の所得税額[5万3千円]=課税総所得金額[106万円]×5%

住宅ローン控除額[4万円]と税源移譲前税率の所得税[10万6千円]の小さいほうから、税源移譲後税率の所得税額[5万3千円]を差し引いた額はマイナスとなりますので、個人住民税住宅借入金等特別税額控除は適用されません。

は、税務署を通じて申告書を提出します。

なお、この申告書の用紙は、本庁税務課および各支所市民課税務係に用意していますのでご利用ください。（確定申告を「する方用」と「しない方用」があります。）

◆お問い合わせ

市役所 税務課（市民税係）

☎ 63-51110

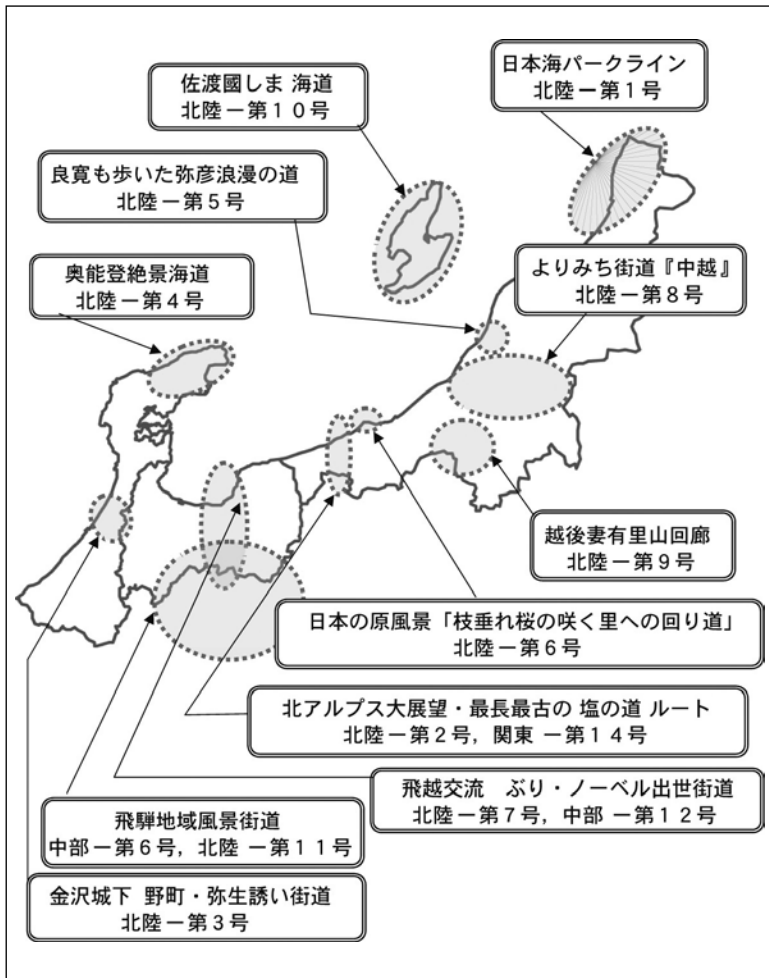


「佐渡國しま海道」が「風景街道」として認定されました

■日本風景街道とは？

日本風景街道は、日本列島の魅力・美しさを発見、創出し、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした原風景を創成する事業です。それにより、地域活性化、観光振興に寄与することを目的としています。全国各地の独自の取り組みが「風景街道」として登録されました。詳しくは、北陸風景海道HPをご覧ください。
<http://www.hokuriku-fukeikaidou.jp/>

■北陸地域で登録された「風景街道」



■「佐渡國しま海道」が北陸地域での風景街道に登録されました。

『風景街道』（商標登録申請中）の登録申請について、平成19年9月10日より募集を開始し、10月12日までに、北陸地域内（新潟県・富山県・石川県）で11箇所申請がありました。

『北陸 風景街道協議会』（平成19年10月30日開催）における審議の結果、北陸地域で11箇所の登録となりました。（一部他地域を越境する場合も含む）

佐渡國しま海道では各地で美しい道プロジェクトを進めています。

■外海府の「海岸線の景観」をテーマとしたエリア

☆佐渡島無限海道

■相川—沢根「江戸時代を偲ぶ景観」をテーマとしたエリア

☆江戸時代を偲ぶ歴史街道

■小佐渡東部エリア

☆新穂銀山散歩道建設プロジェクト

☆トキ街道 海みち・山みち・里みち

☆古代北陸道（世阿弥が歩いた道）

佐渡國しま海道の活動に参加しませんか？

佐渡國しま海道事務局 ☎57-0118

市役所 建設課 ☎63-5118

E-mail sadokaidou@yahoo.co.jp

■活動報告

「地域づくり研修ツアー2007in佐渡」が行われました。

主催 新潟県、新潟県NPO・地域づくり支援センター
協力 佐渡國しま海道

11月10日、11日、新潟県内の地域づくりの現場、そこで活動している人を訪ねる「地域づくり研修ツアー」が佐渡で行われ、「出会い・気づき・持ち帰り・実践する」をテーマに佐渡市を訪れました。あいにくの曇り空の中、参加者は島内からの3名を含め約30名。新穂から宿根木、小木から小佐渡の海岸道路を巡り、色づく紅葉山公園、そして松ヶ崎を散策。来年トキが放鳥される片野尾も訪れました。



◀ 琴浦特産のサツマイモで「干しイモ」づくり体験

ふれあいガイドによる宿根木散策 ▶



市役所などの年末年始の業務

施設など	12月				1月				お問い合わせ
	28 (金)	29 (土)	30 (日)	31 (月)	1 (火)	2 (水)	3 (木)	4 (金)	
市役所	通常	休業						通常	お問い合わせ 市役所 ☎63-3111 廃棄物対策課 ☎63-5140 両津クリーンセンター ☎24-1700 佐渡クリーンセンター ☎52-3336 南佐渡クリーンセンター ☎86-2373 両津健康保養センター湯元 ☎27-0011 ワイドブルーあいかわ ☎74-0126 ビューさわた ☎52-1126 金北の里 ☎63-6511 新穂潟上温泉 ☎22-4126 松泉閣 ☎66-4175 ゆとりびあ真野 ☎55-4500 おぎの湯 ☎81-4111 羽茂クアテルメ佐渡 ☎88-3566 あかどまり城が浜温泉 ☎87-3215 老人休養ホームこがね荘 ☎66-2545 いこいの村佐渡 ☎67-2111 両津病院 ☎23-5111 相川病院 ☎74-3121 すこやか両津通所リハビリテーション ☎23-5171 佐和田休日急患センター(診療日のみ) ☎57-3710 佐渡スポーツハウス ☎55-2566
ごみ収集	通常		休業				通常		
クリーンセンター直接持ち込み	通常	休業						通常	
し尿収集	通常	休業						通常	
図書館・図書室	通常	休館						通常	
健康保養センター等	両津健康保養センター湯元	通常							
	ワイドブルーあいかわ	通常		10:00～18:00	休館	通常			
	ビューさわた	通常		10:00～18:00	休館	通常			
	金北の里	通常		10:00～20:00				通常	
	新穂潟上温泉	通常		10:00～18:00	休館	通常			
	畑野松泉閣	通常		10:00～18:00	休館	通常			
	ゆとりびあ真野	通常		10:00～0:30	13:00～21:00	休館			
	おぎの湯	通常		11:00～18:00	6:00～21:00	通常			
	羽茂クアテルメ佐渡	通常							
	あかどまり城が浜温泉	通常		休館				通常	
老人休養ホームこがね荘	通常				休館			通常	
いこいの村佐渡	通常								
市立病院等	両津病院	通常	休診				通常		
	相川病院	通常	休診				通常		
	佐和田休日急患センター	休診		診療			休診		
	すこやか両津通所リハビリテーション	通常		休診				通常	
佐渡スポーツハウス	温水プール	休業						通常	
	体育館・ギャラリー・テニスコート・トレーニング室	～17:00	休業				通常		
佐渡会館	通常	休業						通常	

※【お願い】クリーンセンターへの直接持ち込みは、12月28日(金)までです。年末大掃除の際、古紙は分別して古紙リサイクル業者へ出しましょう。(古紙業者：帆苅商店 ☎22-3191 新潟交友事業(株) ☎52-3334 環境保全事業(株) ☎51-2195)

※おぎの湯の宿泊は12月28日(金)～1月9日(水)、あかどまり城が浜温泉の宿泊は12月29日(土)～1月3日(木)の間、休業します。クアテルメ佐渡は12月25日(火)～26日(水)と1月7日(月)～9日(水)休館します。

※佐渡会館テナントの(株)佐渡観光協会相川支部は12月29日(土)～1月3日(木)まで休業します。新潟交通佐渡(株)相川観光案内所は無休で8:00～17:30(ただし、1月1日(火)と1月2日(水)は8:00～17:00)で営業します。



平成18年度

佐渡市公営企業会計

決算審査結果

佐渡市監査委員は、平成19年6月6日から7日にかけて平成18年度水道事業会計および病院事業会計の決算について審査を実施し、市長に意見書を提出しました。その結果と意見についてお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次
佐渡市監査委員 本間 勇作

・審査の結果

審査に付された各事業の決算書類は、関係法令に準拠して作成され、会計処理および手続きはおおむね適正に行われており、計数も正確であり、かつ経営成績および財政状態を適正に表示しているものと認められた。しかし、平成18年度に統一された「上下水道料金システム」により実施している下水道使用料および簡易水道使用料の徴収事務処理については改善を求める。

・総括意見

(1) 水道事業会計

経営内容は、税抜き総収益10億5439万9千円と前年比2984万8千円の減額に対し、総費用は10億5103万3千円と前年比1185万1千円の増額となり、損益計算書における当期純利益は336万7千円を計上した。前年度繰越利益剰余金2370万2千円により、当年度未処分利益剰余金は2706万9千円となり、そのうち20万円を減債積立金に計上している。

各種分析比率は、総収益と総費用の対比により収益性を示す総収支比率は100.32%、経常的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は101.73%、また、営業収支比率は127.68%となっている。

平成18年度中に統一した「上下水道料金システム」に基づき、8月請求分より水道事業会計水道使用料、下水道使用料および簡易水道使用料を企業会計で徴収し、いったん企業会計の預り金として処理しているが、本来企業会計と特別会計は、関係法令により組織や制度、事務処理方法が異なるものであり、その違いが整理されずに処理されている。

(2) 病院事業会計

会計全体では税抜き総収益28億3222万8千円に対し、総費用は31億583万5千円となっており、当期損益では2億7360万7千円の損失を計上している。うち、診療報酬の改定に伴う

ものが約1億400万円にのぼっている。

各種分析比率は、総収益と総費用の対比により収益性を示す総収支比率は91.19%、経常的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は91.20%、また、営業収支比率は82.45%となっている。

佐渡市の誕生により引き継いだ平成15年度の累積欠損金は29億1060万円であり、実質収支である医業損失は2億5945万円、純損失は9673万円であった。平成18年度の決算で見ると、累積欠損金35億4263万円、実質収支の医業損失は5億964万円、純損失は2億7360万円といずれも増加しており、公営企業を運営する市の姿勢が問われている。

資産合計金額30億1290万円を大きく上回っている累積欠損金35億4263万円という金額を重く受け止め、真剣に病院事業のあり方を検討され早急に方向を示されたい。

(3) 地方公営企業の組織について

地方公営企業法が求めている公営企業組織は管理者に直結の組織と配慮するが、佐渡市の公営企業組織は、決裁区分の相違があるにもかかわらず、普通会計職員と混在している。また、決裁権限のない役職が介在しており本来の機能を損ねていることは否めない。地方自治法および公営企業法に合致した組織への変更を望むものである。